

令和4年

第7回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和4年7月25日 午後2時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(13番林 昭彦委員、14番牛木 友哉委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 7 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
- 日程 8 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 9 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 10 第5号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 11 その他

- 令和4年7月27日（水）
 - ・南魚沼地域農業女子会 13:30～15:00
【南魚沼地域振興局】 〈山崎委員、田村主事〉

- 令和4年7月29日（金）
 - ・令和4年度農業・農政情報事業推進地区懇談会 14:00～
【津南町役場】 〈会長、局長〉

- 令和4年8月22日（月）
 - ・第1回農地パトロール（1日目） 9:00～17:00
【東・大巻・中之島地区】 〈各地区委員・事務局〉

- 令和4年8月23日（火）
 - ・第1回農地パトロール（2日目） 9:00～17:00
【藪神・五十沢・石打地区】 〈各地区委員・事務局〉

- 令和4年8月23日（火）
 - ・市町村農業委員会代表者研修会（WEB会議） 14:00～
【市役所北分館】 〈会長、会長職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、広報特別委員長、推進委員長、局長〉

- 令和4年8月25日（木）
 - ・第8回農業委員会総会 9:00～
【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修		
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一			推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 2 名である。

9 番	南雲 廣悦	推 8 番	勝又 信行
-----	-------	-------	-------

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	宮下 悠紀
農地係主事	田村 萌		

(会長、議長席に着く)

(14時00分開会)

議長 令和4年第7回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は農業委員9番南雲廣悦委員、推進委員8番勝又信行委員から欠席届が出ていますのでこれを許します。従いまして、農業委員が18名、推進委員が23名で合計41名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、13番林昭彦委員、14番牛木友哉委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。農業委員10番棚村光正委員。

10番棚村委員 6月27日午後2時より南魚沼市ふれ愛支援センターを会

場に、認定農業者と農業委員会との意見交換会を開催しました。

当日は、一般財団法人農政調査委員会理事長吉田俊幸様、南魚沼地域振興局より土田農林振興部長外3名、みなみ魚沼農協より内藤宮農部長外2名を迎え、認定農業者会から14名、農業委員、最適化推進委員18名、その他行政関係者による合計45名の参加により行われました。

初めに吉田俊幸様より「米産業の未来について」と題して講演をいただき、日本の米産業の現状や米の消費減少の要因、その対応策として米や加工品の輸出拡大、また人・農地プランへの課題として地域に残す経営体の明確化と支援策の検討が必要であるなど幅広い分野でお話をいただきました。

その後、みなみ魚沼農協と地域振興局農林振興部より報告事項があり、みなみ魚沼農協からは、肥料価格上昇について今後の対応とその支援策の説明がありました。また農林振興部からは今年度の農業の重点課題についてということで、売れる米作りの推進、園芸販売の拡大、担い手の育成などについて説明がありました。

意見交換会終了後、懇親会は実施しませんでした。吉田様や関係機関の方を迎えて貴重なお話を聞くことができ、大変有意義な意見交換会であったことを報告します。以上です。

議長

ただいまの棚村委員の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、棚村委員ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。古藤局長。

古藤局長

第3回農家組合方向性検討委員会について報告させていただきます。大分間が空きましたので、基本的な所から説明いたします。

農業者の高齢化や減少など農家組合の存続についてどの

ように考えるかについて、主催である農協と地域振興局、各土地改良区、農業共済組合、湯沢町、南魚沼市の農林課、農業委員会事務局などの関係機関で方向性について検討する会議の第3回目が行われました。

こちらは農協の代表理事組合長からの諮問という形になっておりまして、一つ目として農家組合の位置づけと役割について、二つ目として、農家組合組織の展開方向についてで、維持していくのか、再編していくのか、また廃止の考え方もあるのか、三つ目その他として、農家組合長手当の基準等についてとなります。

なお、農家組合は、農協の下部組織ではなく自主組織であるので、農家組合に対する答申ではなく、関係機関の意見として農協の組合長に答申するものになります。

第1回目会議での統一見解として、関係機関の総意としては、存続を考えております。答申（素案）の内容について今回話がありましたが、

一つ目に、農家組合の位置づけと役割について再度、周知を図り農家組合活動への理解を深めるよう取り組んでもらいたい。

二つ目に、農家組合組織の維持・存続に向けた在り方を提示すること。実情に応じた弾力的な組織再編方策を提示すること。

三つ目に、農業関連の情報提供、伝達方法の明確化を図ること。SNSなどを活用し、なるべく配布物を減らす。または、農業共済と農協の配布物を併せる等。

四つ目に、農家組合組織の支援、相談機能の拡充を図る。というものがありません。

関係機関の意見としては、「例えば、農家組合長を行政区の1役員とするなどもう少し具体的な方法を明記した方が良い。」また逆に「自主組織なのであまり何か言う立場にないからこれで良い。」等がありました。今後のスケジュールについては、11月に農家組合代表者と意見交換会を行い、第4回会議で農協理事会へ答申をし、来年3月以降に答申内容の具現化、農家組合長会議での周知というようなスケジュールになっております。以上です。

議長

ただいまの報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、古藤局長お疲れ様でした。ほかに皆様方から何かございますでしょうか。

無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降10件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
6ページをご覧ください。こちらは2件です。

1番、非農地証明提出のための解約です。小栗山の田2筆です。後ほど非農地証明申請があがってきます。

2番、契約内容見直しのための解約で、契約期間を変更するものです。新堀の田5筆です。後ほど新たな契約期間での利用権の設定があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について

8ページをご覧ください。こちらは1件です。

1番、坂戸の田7筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について

10 ページをご覧ください。こちらは5件です。

1番、麓の登記畑、現況雑種地の1筆、265㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは山際の農地で条件不利地のため耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日については平成14年頃となります。現地は6月21日に水澤委員さんからご確認いただいています。

2番、五日町の登記畑、現況原野の1筆、4,264㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらは牛の採草放牧地として利用していましたが、廃業したため耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日については昭和50年頃となります。現地は6月28日に西野委員さんからご確認いただいています。

3番、畔地新田の登記畑、現況宅地の1筆、6.70㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は7月4日に山本委員さんからご確認いただいています。

4番、舞台の登記畑、現況雑種地の1筆、2,832㎡です。資料は7-8ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は7月6日に大平委員さんからご確認いただいています。

5番、小栗山の登記田、現況水路の2筆、12㎡です。資料は9-10ページをご覧ください。こちらは用悪水路敷となり耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日については昭和63年頃となります。現地は7月1日に牛木委員さんからご確認いただいています。

第1号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終わらせていただきます。

日程5 第2号報告 農用地利用配分計画の認可について

議 長

日程5 第2号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

12ページをご覧ください。6月28日付けで新潟県知事から農用地利用配分計画の認可がきています。全部で7件となります。

1番から4番については賃借権の移転で、耕作者を変更するための公告になります。

5番から7番については新規の契約となります。4月総会で審議いただいた農用地利用集積計画を受けての公告となります。第2号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終わらせていただきます。

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

14ページをご覧ください。今月の3条申請は7件です。

70番、売買による所有権移転です。大月の畑2筆376㎡です。譲受人は夫婦の関係になります。こちらは先月総会で別段面積の適用の許可を受けた農地になります。この2筆については下限面積が0.1aまで引き下げられております。申請理由は住宅に附属する農地を取得するためです。

備考欄にも別段面積の適用農地の取得と記載しております。

71番、売買による所有権移転です。関の田畑11筆6,755㎡です。こちらは譲渡人が今年の3月に相続により取得しましたが、管理ができないため売買により処分するものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

72番、贈与による所有権移転です。京岡新田の畑2筆89㎡です。こちらは譲受人の所有農地に隣接しております。なお、譲渡人の財産処分意向が強いため贈与となっております。申請理由は経営規模拡大のためです。贈与税についても確認済みとのことです。

73番、贈与による所有権移転です。二日町の畑1筆982㎡です。こちらは相分け地を贈与により取得するものです。なお、譲渡人の財産処分意向が強いため贈与となっております。申請理由は経営規模のためです。贈与税についても確認済みとのことです。

74番、75番は関連案件となり、譲受人が同じ方となります。

74番、贈与による所有権移転です。塩沢の田畑2筆730㎡です。両者は兄弟の関係となります。申請理由は兄から農地を譲り受けるためです。贈与税についても確認済みとのことです。

75番、使用貸借権の設定です。期間は1年間です。泉盛寺の田2筆2,377㎡です。申請理由は経営規模のためです。なお、74番と75番の申請面積を合計して下限面積要件の30aを満たしております。

76番、使用貸借権の設定です。期間は10年間です。両者は親子の関係となります。浦佐、芹田、一村尾の田畑9筆8,105㎡です。申請理由は農業者年金受給のためです。

以上です。

議 長

質疑に入る前に、70番案件につきまして補足説明を古藤局長よりお願いします。

古藤局長

70番案件について補足させていただきます。皆さんご存じのとおり、下限面積については来年4月以降に撤廃され

る方向であります。そこで4月以降は、住宅に附属する農地取得の特例を踏まえて、住宅取得が主な目的で、たまたま農地が附属しているため農地として利用する場合なのか、また純粹に農業をするため30a未満の農地を取得した場合なのかを、申請受付時に聞き取りし区分けしてから、総会でお示ししたいと考えております。以上です。

議 長

それでは質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

日程7 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について

議 長

日程7 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

17ページをご覧ください。今月の計画変更は1件です。7番、坂戸の田1筆230㎡、昭和45年7月24日付けで農地法第5条許可を受けた案件です。資料については11-13ページです。当初、一般住宅を建築する目的で土地を購入したのですが、経済状況の悪化により住宅の建築が手つか

ずのままとなっております。今回、隣接にお住まいの事業承継者が、自宅の敷地内に駐車スペースがないため、自家用車及び来客用の駐車場として利用したいということで事業計画変更申請をするものです。この農地は都市計画法で定められた用途区域内にある農地で第3種農地となります。また隣接居住者である事業承継者が、自己のための駐車場として利用するもので事業計画変更は妥当なものと考えています。また新たに当初計画者から事業承継者への所有権移転も発生しますので、関連として農地法第5条の許可申請にも上がってきます。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

日程8 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長

日程8 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

19 ページをご覧ください。今月の 4 条申請は 2 件です。

14 番、市野江乙の畑 1 筆 82 m²です。転用目的は住宅用地で、資料については 17-19 ページとなります。申請の内容ですが、現在ある宅地を拡張し、住宅への通路と雪処理場として利用したいというものであります。資料を確認するとわかりますが、すでに建物の一部が申請地にかかっています。もともと平成 8 年に申請地の隣接宅地と建っていた建物を申請者が購入しました。この時点で建物は宅地内に収まっていると判断しました。その後平成 26 年に建物、通路が今の申請地にかかっていることが判明しますが、同じ年に申請地を農地として農地法 3 条により売買したということで、今回資産整理のために転用申請をしたということでもあります。追認ということで、事務局内で協議した結果、今までの経緯を文書でまとめてもらい、始末書の提出までは求めないということにいたしました。この農地は集落内にある生産性の低い第 2 種農地ですが、集落に接続した農地を住宅の敷地の拡張に使用するものであり、転用は許可相当であると判断します。

15 番、京岡新田の畑 1 筆 368 m²です。転用目的は住宅用地で、資料については 20-22 ページとなります。申請の内容ですが、自宅の隣接地を転用し、作業所の敷地並びに駐車スペースとして利用したいというものであります。また現在あるこの作業所は、昭和 48 年頃に建築されたものであるということで、申請者本人より始末書を提出してもらっています。この農地は集落内にある生産性の低い第 2 種農地ですが、集落に接続した農地を作業所、駐車スペースとして利用するもので、転用面積も配置計画などから適切であると判断し、許可相当であると考えています。以上となります。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

日程9 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

日程9 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

21 ページをご覧ください。今月の5条申請は6件です。59番、坂戸の台帳田、現況宅地1筆230㎡です。売買による所有権移転で転用目的は駐車場用地です。資料については11-13ページです。申請の内容ですが、第2号議案、事業計画変更承認申請の7番案件と関連します。内容の詳細については省略しますが、申請地を購入し駐車場用地として使用したいとの内容であります。この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となります。転用面積も利用計画から適切なものであり、原則許可ということになります。

60番、東泉田の畑1筆86㎡です。売買による所有権移転で転用目的は資材置場用地です。資料については23-25ページです。申請の内容ですが、今使っている資材置場が借地で今後使えなくなり、別に確保する必要が生じたため、申請地を譲り受け、資材置場として利用したいというものであります。この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を資材置場用地として利

用するもので、転用面積も事業計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

61番、島新田の田1筆の内472㎡です。使用貸借権の設定で転用目的は住宅用地です。資料については26-28ページです。次の62番案件とも関連があります。申請の内容ですが、申請者は親子の関係です。申請地を転用し、店舗兼事務所、惣菜製造室及びカーポート、来客用駐車場を建設するものであります。またこの案件は5月19日付けで農用地区域からの除外手続きが完了しております。この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続した農地を周辺に居住する者の業務上必要な施設に利用するもので、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

62番、島新田の田1筆の内347㎡です。使用貸借権の設定で転用目的は住宅用地です。申請地は先ほどの61番案件の隣接地で、資料は同じく26-28ページとなります。申請の内容ですが、申請者は祖父と孫の関係です。申請地を転用し一般住宅を建築するものであります。また先ほどの案件と同様、5月19日付けで農用地区域からの除外手続きが完了しております。この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するもので、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

63番、五郎丸の田1筆906㎡です。賃借権の設定で転用目的は農作業所用地です。資料は29-31ページです。申請の内容ですが、申請地を借り受けて、米の保存及び自己精米施設と育苗用ビニールハウスを建設するものであります。この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。農業用施設として使用するもので、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。以上となります。

議 長

関係委員がおられます。推進委員16番高村英男委員の除斥を求めます。

(推 16 番高村委員退席)

21 ページ 63 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。21 ページ 63 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、63 番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(推 16 番高村委員着席)

それでは、先に承認された 63 番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は全て承認されました。

議 長

日程 10 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について

日程 10 第5号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第5号議案朗読)

24ページからになります。全部で11件です。

559番、早川、長崎の田4筆5,114㎡、所有権移転で、対価については㎡当たり449円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は35-37ページをご覧ください。

560番から562番までが同じ借受人の方の案件です。

560番、大崎の田1筆、賃借権の設定で、対価は全部で60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

561番、大崎の田1筆、賃借権の設定で、対価は全部で60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

562番、山崎、山崎新田の田5筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

563番から564番までが同じ借受人の方の案件です。

563番、坂戸の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり75kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

564番、坂戸の田7筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり75kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

565番、新堀の田5筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

566番、四十日の田4筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり2俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

567番、五日町の田4筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

568番、大木六の田4筆、賃借権の設定で、対価は10a

	<p>当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。</p> <p>569 番、仙石の田 2 筆、使用貸借権の設定で、申請理由は経営規模拡大のためです。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明につきまして質疑を行います。農業委員 16 番駒形哲也委員。</p>
16 番駒形委員	<p>560 番、561 番、562 番案件についてお聞きします。この譲受人については色々過去にあった方だと思うのですが、この申請に対して許可時に事務局のほうで何か条件等は付けるのでしょうか。</p>
議長	<p>一之谷係長。</p>
一之谷係長	<p>特段、受付時、許可書送付時に条件等を付けることは今のところ考えておりません。</p>
議長	<p>16 番駒形委員。</p>
16 番駒形委員	<p>この方は、面積を多くやっている方ですので、地元の方に水管理をお願いしたりしているそうですが、地元の方も訳あってやめてしまったりしていて、水が出しっぱなしになったり、色々と問題がありますので、事務局のほうで今後また調べていただいて対応をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>古藤局長。</p>
古藤局長	<p>こちらの譲受人の方については、父親も含めて過去に 2 回、事務局から農地の適正管理について文書を送付しております。ただ、おっしゃられるとおり管理が徹底されていません。議案審議の中でも議論になりましたが、周りから具体的なクレームがあるという状況ではないため、今回の申請に対して条件をつけるとか、指導するということはできません。そこで、来月下旬に第 1 回農地パトロールがありますので、該当地区が多くありますが、いくつかピックアップして調査し、適正管理が実施されていないというこ</p>

とであれば、文書指導やその他の方法を検討したいと考えています。以上です。

議長

駒形委員よろしいでしょうか。ほかに何かありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議案 農用地利用集積計画(案)については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案については原案のとおり承認されました。

議長

暫時休憩といたします。

(14時45分休憩)

議長

引き続き議事を再開いたします。

(15時25分再開)

日程 11 その他

議長

日程 11 その他についてですが、先に幹事会報告について古藤局長よりお願いします。

古藤局長

先ほどの幹事会で決定された事項について報告します。
・親睦会費の引落しについて
以上です。

- 議長 ただいまの古藤局長からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。
- （質問、意見なし）
- 無いですのでお疲れ様でした。次に農地パトロールについて、農業委員 14 番牛木農地委員長よりお願いします。
- 14 番牛木委員 農地特別委員会から第 1 回農地パトロールのご案内です。皆さんのお手元にお配りしています、日程表をよくご確認の上、農地パトロールの業務をしていただくようお願いいたします。以上です。
- 議長 ただいまの牛木委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。
- （質問、意見なし）
- 無いですのでお疲れ様でした。
- 今ほど農地パトロールについて牛木農地委員長から報告がありましたが、先ほど駒形委員から質疑があった内容につきましても、農地パトロールでよく確認していただき、その後の方向性について検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- ほかに何かありますでしょうか。無いようでしたら暫時休憩とし、全員協議会を開催します。
- （15 時 30 分休憩）
- 議長 休憩前に引き続き、議事を再開します。
- （16 時 45 分再開）
- ほかに無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。
- （16 時 50 分閉会）

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 4年 9月 26日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

林 昭 彦

会 議 録 署 名 委 員

牛 木 友 哉
